

「教育」と「保育」に関する一考察

A Study about Education and Early Childhood Care

(2015年3月31日受理)

小野 順子

Junko Ono

Key words : 幼保一元化, 子ども・子育て支援法, 教育, 保育, 保育所, 幼稚園, こども園

抄 録

本研究は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）で説明された「教育」「保育」の言葉の概念に焦点を当てた研究である。従来、保育界で定義されていた根幹的理念を表す「教育」「保育」についての概念は、新制度において内容をまったく異にするものとして定義されている。そのため、矛盾が生じている。本研究では、新制度上の矛盾と共に、二つの言葉に共通する概念と相反する概念を整理した。その結果、「保育」という言葉は「教育」の中に含まれる概念であることを認識することで、新制度における矛盾は解決し「教育」「保育」について社会的認知が深まるという結論を得た。

1. はじめに

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の全文が公開された時、言葉の使用方法に戸惑いを覚えた保育関係者は少なくなかったのではないか。保育現場や保育者養成校でこれまで使用していた「教育」と「保育」の内容が、この法律の定義といささか異なっている。福島大学の宮大雄はこのことについて「ここで使われている『教育』と『保育』という根幹的理念を表す概念は『新制度』において内容をまったく異にするものとして定義されている」[宮大雄, 2014]と評している。本研究では「教育」と「保育」という根幹理念を表す概念の一般社会と保育界との相違、そして、歴史的背景を整理することで、新制度上の言葉の違和感を説明することを目的にする。

2. 新制度上の「教育」「保育」概念

(1) 「教育」について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第七条において、「子ども」「子育て支援」とともに「教育」が定義されている。

「この法律において」との前書きの後、「教育」とは、「満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育」としている。「満三歳から小学校就学前の子どもが通う学校（義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める）」とは、何であるか。教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項はこう述べている。

「第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人の

みが、これを設置することが出来る。」つまり、国立、県立、市町村立及び法人立の学校のうち満三歳から小学校就学前の子どもを対象としているのは、「幼稚園」あるので、新制度では「教育」は「幼稚園」で行われると理解できる。

(2) 「保育」について

「教育」と同様に子ども・子育て支援法（平成年法律第65号第七条において、「保育」が定義されている。

「この法律において」との前書きの後、「保育」とは、「児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。」

児童福祉法第六条の三第七項を以下に記す。

「この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第三九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下に同じ。）を受けることが一時的に困難になった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成一八年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。」

条文の中の第三九条の二第一項は「幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。」である。つまり、「保育」とは、「養護と教育」を指しているが、児童福祉法第六条の三第七項の「教育」つまり認定こども園における満三歳以上の幼児に対する教育を除いたものである。

(3) 新制度上の問題

新制度の柱となる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における「教育」「保育」の概念整理をした結果、次の二点が問題として考えられる。

第1に問題であるのは、「教育」の定義を教育基本法

の学校を基にしているのに対して、「保育」の定義は児童福祉法の「一時預かり事業」を規定する条文の中に括弧書きという形で定義されているということである。そして、「保育」の定義は曖昧なまま「保育」という言葉を多用している。（例）第二十四条「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、事項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。」

第2に問題となるのは、「教育」とは満三歳以上の子どもに対して学校で行うものとしているにもかかわらず、「保育」を「養護と教育」と規定していることである。このことは、「保育」の対象の「子ども」が「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」とする子ども・子育て支援法第六条や児童福祉法第四条「この法律で、児童とは、満十八歳に満たないものをいい、児童を左のように分ける。一乳児 満一歳に満たない者 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者」という定義に矛盾する。

3. 現行の「教育」「保育」概念

(1) 一般社会における概念

保育関係者は、かなり厳密に「教育」「保育」の言葉を定義し、使い分けている。しかし、新制度施行に受けた取り組みには一般社会も巻き込んでいると考えられるので、先ず一般論としての「教育」「保育」について論じることとする。

① 辞典における「教育」「保育」

「教育」という言葉は「教」と「育」からできている。増井によると、「教」は、中国では、「たたいてでも、よい人間にするために、礼儀学問をオシエこむ」また、「育」は「女性が子供を産み育てる意（中略）日本語で、ソダツは『鳥が飛び立てるように十分にそだつ』が語源」したがって、「教育」とは「学舎へ入れた子に礼儀を叩き込む+幼児を育み育てる」が語源と述べている。[増井金典, 2012]

一方、ヨーロッパではこれとは異なるとらえ方をしている。教育 (education) にあたるラテン語の語源は「引き出す」を意味するeducere (エデュセーレ) であるが、その語源には、もう一つeducare (エデュカーレ) があり、これは「養い育てる」という意味である。また、教育・教養を意味するギリシャ語のPaideia (パイディア) は「子育て」の意味を持ち、「教育者」という言葉の原型であるPaidagogos (パイダゴゴス) は子ども (Pais パイス) の後からついて行くことを意味する。このことから、ヨーロッパでは中国とは異なり、「教育」とは「子どもの後をついて、子どもの良いところを引き出すこと」と捉えられていると考えられる。[堀尾輝久, 1990]

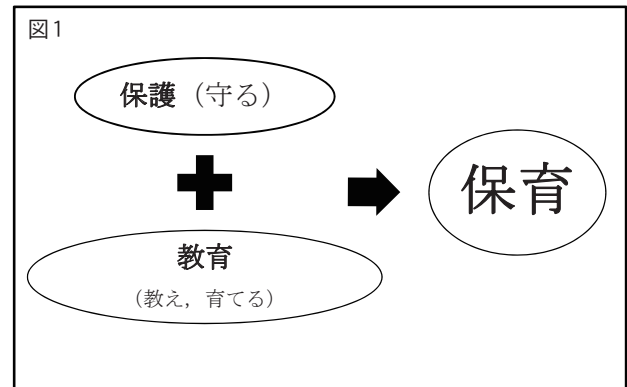
現在の日本では、辞典によると「他人に対して、意図的な働きかけを行うことによって、その人間を望ましい方向へ変化させること。広義には、人間形成に作用するすべての精神的影響をいう。その活動が行われる場により、家庭教育・学校教育・社会教育に大別される。」[松村明, 1995]また、「①教え育てること。人を教えて知能をつけること。人間に他から意図をもって働きかけ、望ましい姿に変化させ、価値を実現する活動 ②1を受けた実績」[新村出, 1998]とされている。

「保育」という言葉は、「保」という漢字と「育」という漢字の2語からできている熟語である。前述の増井によると、「保」の語源は「中国語の『人+呆 (乳幼児を抱きかかえる)』」であり「育」は「女性が子供を産み育てる意」であるので、「保育」は「保 (保護) + 育 (教育)。子どもを守り育てること」[増井金典, 2012]が語源としている。

さらに、辞典での意味を調べると、「①保護し育てること。育成すること。②幼児の心身の正常な発達を目的として、幼稚園・保育所・託児所などで行われる養護を含んだ教育作用。③林業で、幼齢林を目的の森林に育てるために行う下刈り・つる切り・除伐・間伐・などの手入れ作業の総称」[松村明, 1995] 「(乳幼児を) 保護し育てること」[新村出, 1998]

以上から、辞典によって、「教育」「保育」の意味に、様々な解釈があることとともに、「育」の捉え方に違いがあると考えられる。つまり、「教育」の「育」は「生み育てる」ことだけであるのに対して、「保育」の「育」は「教育」の意味を含んでいるのである。し従って、辞典によるそ

れぞれの概念は図1のように解釈できると考える。



② 新聞等の報道における「教育」「保育」

就学前の子どもを対象とした「幼保一体化」構想が公となった2010年頃より「教育」「保育」についての記事が増えた。そこで、2010年から現在に至る新聞の記述を考察する。

2010年12月、東京新聞は「子ども・子育て新システム」の説明で、「狙いは、すべての子供たちに必要な教育と保育サービスを保障すること。その柱政策のひとつが幼保一体化だ。」(2010/12/24)と記している。幼稚園と保育所が一体化すると「教育」と「保育」を一緒に受けることができると解釈できる。しかし、何が「教育」で何が「保育」であるかの説明はない。

同時期の北日本新聞(2010/12/7)は、柳溪暁秀県民間保育連盟会長の談話「行政側で幼稚園、保育所の窓口を一本化するの賛成だが、保育が時間制の細切れになれば、子どものリズムが崩れてしまう。」を紹介しているので、保育所・幼稚園の営みを「保育」と解釈していると想像できるのであるが、その続きに「市町村が各家庭の勤務実態などに基づいて『保育の必要性』を認定する予定」と記している。これは、明らかに「保育」を「保護し育てること」という語源の意味で使っている。さらに、この記事では、この後に上田雅裕県私立幼稚園協会長の談話として「教育を行う場として、子どもの負担にならないように長時間は預からないのが幼稚園」と述べており、ここでは、幼稚園は「教育」の場としているのである。

以上から、2010年頃は、報道機関が「教育」と「保育」の違いについて認識しておらず、様々な解釈で二つの言葉が使われていたと考えられる。

子育て支援制度を審議する政府の「子ども・子育て会議」が発足した2013年頃より、新聞では「教育」「保育」の文字が多くなってきた。特に改正認定こども園が公表された2014年からはこども園の説明に付随して「教育」と「保育」が説明されている。その多くは、図2のようであり、政府発表をふまえている。

このようにこども園構想が具体的になるとともに、報道機関では、幼稚園は「教育」、保育所は「保育」という説明がなされていることを考えると、一般社会における「教育」「保育」の概念は、幼稚園で行われる営みが「教育」、保育所で行われる営みが「保育」であると考えられる。

(2) 保育界における概念

① 「保育」について

保育関係専門辞典「保育用語辞典（森上史郎・柏女霊峰 ミネルヴァ書房 2010）」では、以下のように説明されている。

「保育という用語は、広義には保育所・幼稚園の乳幼児を対象とする“集団施設保育”と家庭の乳幼児を対象とする“家庭保育”の両方を含む概念として用いられているが、しかし、一般的には狭義に保育所・幼稚園における教育を意味する用語として使用されている。このことばの由来は定かではないが、幼児教育の対象となる幼児が幼弱であるために、保護し、いたわりながら教育す

ることの必要性が考慮されていたものと思われる。（中略）一時期保育所で行う営みのみが保育であるとの誤解が生じ、そのため幼稚園では保育に代えて教育という語を多用したこともあったが、最近では保育という語のもつ原点に立ちかえって、乳幼児を対象とする教育にはすべて保育という語が一般的に使用されている。（森上史郎）」

つまり、保育界では「保育」とは、就学前の乳幼児に対して行う集団施設での行為、つまり、保育所や幼稚園での子どもに対する営みのことと認識されているのである。これは、学校教育法第77条の幼稚園の目的に関する記述がその根拠となっている。すなわち、「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」ここで、幼稚園は幼児を保育するところであると定義されているので、「保育」とは、「就学前の乳幼児に対して行う集団施設での行為」であり、幼稚園で行っていることは「保育」であると認識されている。

② 「教育」について

「保育」と同様に、保育関係専門辞典「保育用語辞典（森上史郎・柏女霊峰 ミネルヴァ書房 2010）」の説明を以下に紹介する。

「広義には意図的に人間形成に働きかける過程、またはその機能をいう。（中略）保育所の乳幼児にとっても教

図2（読売新聞 2014/1/4より）

現行の就学前施設と新たな「認定こども園」の違い

現行制度				→	新制度	
施設	幼稚園	保育所	認定こども園		新しい認定こども園	改正認定こども園法
根拠法	学校教育法	児童福祉法	学校教育法, 児童福祉法, 認定こども園法			
主な役割	教育	保育	教育・保育		教育・保育	
1日の標準的な預かり時間	4時間（夏休みなどあり）	8時間	4～8時間		4～8時間	
園長の資格	教諭免許と教職経験	法的規定なし	相応の能力を有する者		教諭免許と保育士資格	+5年以上の経験など
指針	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼稚園教育要領, 保育所保育指針		新たな保育要領	

育は欠かせない。一方、幼児期は特別に繊細で傷つきやすい危機的な時期であるので、幼児にかかわるおとなは特別な保育的配慮をもってあたる必要があるとされる。したがって、幼稚園の子どもにも保育的配慮は欠かせないものである。このように保育と教育は区別することが困難であり、乳幼児期の教育には、当然保育的配慮が含まれているのであるが、教育が狭義に使われることが多いことを考慮して、乳幼児の教育的営みには「保育」ということばを用いるのが一般的である。(森上史郎)

「教育」の説明であるにもかかわらず、「保育」についても述べている。このことから、一般社会の概念と保育界の概念が異なっていることが分かる。森上はそれについて以下のように説明している。

「教育と保育のかかわりについて、幼稚園は学校教育を行う教育機関であるから、幼稚園で行うのは教育であり、保育所は養護的機能をより多く含むので保育所で行うのが保育であるという誤解がある。」[森上史郎・柏女霊峰, 2010]このように、保育界では「保育」とは幼稚園、保育所はないとするのが一般的である。更に述べるならば、「保育」とは「小学校以上の子どもに対する教育」と区別するための言葉であり、意味は「就学前の乳幼児に対する教育」のこととされているのである。

4. 「保育」概念の歴史的背景

(1) 「保育」という言葉の生成

日本の学校制度を最初に体系づけた学制(1872年)では、就学前の子どもに対する集団的教育施設として「幼稚小学」という言葉がある。しかし、この学制では保育という言葉は使われておらず、次のように想定されていた。「幼稚小学ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ」[倉橋惣三・新庄よしこ, 1980]小学校入学前教育施設として設定されていた。アメリカのプレスクールを参考にしていたのであろう。しかし、これは実際には設立されていない。

実際に就学前教育として設立されたのは、1876年で東京女子師範学校の付属施設としての幼稚園である。この園則に初めて「保育」という言葉が現れる。

「園中ニアリテハ保母小児保育ノ責ニ任ス故(中略)小児保育時間ハ」というように、幼稚園で保母は子ども

を「保育」する。また、その時間を「保育時間」というと規定されている。

幼稚小学では「教ル」と述べていたのに対して、東京女子師範学校附属幼稚園では「保育」の言葉が使用されたことについて、関口は、当時の文部大輔である田中不二麿が書いた「幼稚園解説之儀」及び「再應伺」を分析し、次のように説明している。

幼稚園の開設の意義として、田中らが訴えたことを「①幼児教育の方法として「誘導」が想定されますが、その方法が確立されていないので、幼稚園を設立して100人程度の幼児に対して「看護扶育」をしながら、将来、就学の段階へと導いていくことにしたい。②この幼稚園といえますのは、幼児のために良い教師がひたすら「扶育誘導」をしつつ、遊びを通して知らず知らずのうちに就学の段階に導いていく所で、教育の基礎は全くもってここで形成されるのです。」[関口はつ江, 2012] 関口は、この伺いの中の次の点に着目し「保育」という言葉が定着する過程を説明している。つまり、幼稚園を単なる「…ヲ教ル」所ではなく、「誘導」「看護扶育」「扶育誘導」「遊びを通して知らず知らずのうちに」という行為を通して「就学の段階に導いていく所」であり、この幼稚園という場所で「教育の基礎は全くもってここで形成される」と述べている点である。このことから、幼児の特性に即した教育方法の意味を込めて「保育」という言葉を使い、また、それゆえ「保育とは幼稚園でおこなう教育ということになりました」と結論付けている。

(2) 「保育」概念の定着期

明治後半になると、「保育」が二つの概念を持つようになった。まず、「保育」概念生成期と同様の概念(幼児期の教育=保育)と「保護」の意味が強くなった概念である。

幼稚園の営み=「保育」であるとしているのは、1902年(明治32年)制定の「幼稚園保育及び設備規程」である。幼稚園の内容と設備を示しているのであるが、内容を「保育」と明示している。[諏訪義英, 2007]この時期になると、「保育」とは幼児教育の意味であると述べている書物は多数発行されている。例えば、1906年(明治36)に中村五六は「保育法」を著わしているが、その中で「保育」の語義を「幼児を保護養育するの意にして、幼児教育の義に外ならず」[民秋言, 2006]と断定してい

る。その他、書名としても「保育」は多く使われている。例えば、林吾一著の「幼稚園保育編」(明治20年)、エ・エル・ハウ著の「保育学初歩」(明治26年)、東基吉著「幼稚園保育法」(明治37年)などである。

一方、「保育」に「保護」的な意味を強くして使用したのが、保育所の前身の託児所で行われる行為の説明においてである。

1908年(明治38年)に行われた感化救済事業大会で当時の内務大臣平田東助の演説の中に「幼児を引き取り、これを保育する備えなかるべからず」[関口はつ江, 2012]とある。このことは、「保育」という言葉を「貧しい人々を救うためには、その人々が働けるように子どもを『預かること=託児=保育』が必要」[関口はつ江, 2012]という意味で使用している。

明治初期に「保育」という言葉が生成されたのであるが、明治後期になるとすでに、幼稚園の教育ということと貧しい人々が働けるように子どもを預かることという二つの意味で使われていたのである。

(3) 戦後の新制度制定時期の「保育」

昭和21年に制定された学校教育法の立案に文部省青少年教育課長として深くかかわった坂元彦太郎が、学校教育法における幼稚園と「保育」の関係の解釈について述べている。まず、条文を「幼児を保育し」「適当な環境を与えて」「その心身の発達を助ける」という3つの句に分け、それぞれの係り結びの受け取り方で意味の解釈が異なることを説明している。原案としては、「幼稚園は幼児を保育するところだ、というだけで済むわけである。しかし、前の幼稚園令の第一条ともあまりちがわないようにすることも考えたし、あんまりそっけないのもどうかと思ったので、『幼児を保育する』という句を、も少

し開いて説明することにしたのである。」[坂元彦太郎, 1964]と述べている。

以上、「教育」「保育」という言葉の生成期から現代に至る過程を考察した。これらを考えると、やはり「保育」は幼稚園の営みであり、その意味は「適当な環境を与えて心身の発達を助長する」ことであると言える結論づけたい。

5. 「教育」「保育」概念の問題点

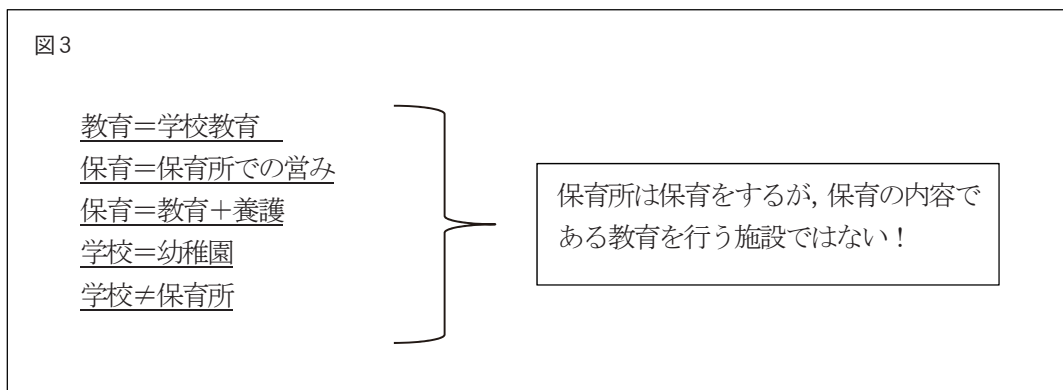
(1) 「教育」を学校教育と捉えることの矛盾

新制度に関する報道で衆知されている「教育」の概念は、三歳以上の幼児を対象とする学校教育であるというものであった。これを主体に「保育」「教育」の概念を整理すると図3のようになる。図3に書いたように、「保育」=「教育」+「養護」と、「教育=学校教育であることが矛盾するのである。これは、「保育」「きょういく」の概念と幼稚園・保育所の役割が重複し、その整理が出来ていないことに問題点が存在すると考えられる。

(2) 「保育」の対象に関する矛盾

「保育」概念の定義を明確にすると、「教育」との違いがはっきりする。概念の明確化の方法として、関口はつ江は「保育」という言葉に共通する性質を一つ一つ確認することを提案し実行している。[関口はつ江, 2012]

それによると、共通すると思われる性質を「保育が対象としておこなわれる年齢や場所(施設)」と「保育という行為」に視点を置いて考えているのであるが、それを要約すると以下の様になる。



① 適用する年齢がまちまちである。

A：保育＝保育所と考えると、児童福祉法「児童を保育所において保育しなければならない。」(第二四条)であるので、保育の対象は児童(満18歳まで)である。

B：保育＝幼稚園と考えると、学校教育法「幼稚園は、(中略)幼児を保育し」(第二二条)とあるので、保育の対象は幼児(満1歳から小学校就学の始期まで)となる。AとBは矛盾している。つまり、二つの法律の中で、「保育」の対象が異なっているのである。

② 適用する場所がまちまちである。

上述の法律から「保育」＝子どもを集団として見る施設(保育所、幼稚園)と考えられる。しかし、児童福祉法の第三九条をみると、「保育」＝家庭、と考えられる。つまり、第三九条では「保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育する(以下略)」(傍線筆者)とある。この時の「保育」とは家庭での保育に欠けるという意味であると思われるので、「保育」＝「家庭での育児など」ということが出来るのである。

(3) 「保育」を「養護と教育」と考えることの矛盾

保育界では、「保育」という言葉を「教育」と区別して使う。「幼児教育」という言葉もあるが、本稿3－(1)で述べたように「教」の語源に「たたいてでも、よい人間にするために、礼儀学問をオシエこむ」とあることを考慮して、「教育」という言葉を避ける傾向にある。従って、「保育」によって幼児の「教育」の特色、「養護と教育を一体として行う」(保育所保育指針)を示そうとしているのである。乳幼児期の子どもに対する「教育」は「教える」「示す」というような学校教育のようなものだけでなく、「保護(養護)」する機能が合わせて行わなければならないと説明される。しかし、幼児を「保護」と「教育」は別のことであるのか。そこが、問題点であると考ええる。

「教育」には「意図的教育」だけではなく、「無意図的教育」もあると、小川は述べている。[小川博久・下山田裕彦・林信二郎・安部真美子・堀智晴, 1976]このように、「教育」に「無意図的教育」も含めれば、母親が幼児を「保護」すること、つまり、寒さを防いだり、食事を与えたり、排泄を助けたりすることも「教育」であるのではないか。なぜなら、「保護」するしかたの相違

が幼児の習慣や態度の形成に無関係ではないからである。[小川博久・下山田裕彦・林信二郎・安部真美子・堀智晴, 1976]

従って、「保護」と「教育」を区別するという事は、「ここでの「教育」の意味が、「意図的教育」でつかわれているということになる。つまり、のぞましい態度、習慣、知識の形成をめざして、幼児にはたらきかけをおこなうということなのである。」[小川博久・下山田裕彦・林信二郎・安部真美子・堀智晴, 1976]

「教育」を「たたいてでも、よい人間にするために、礼儀学問をオシエこむ」意味と解釈するので「教育」と「保護」を区別する必要が生じ、「保育」に乳幼児に対する教育という意味を持たせる必要が生じているのである

6. おわりに

新制度が実質施行される、2015年4月1日に初版第1刷が発行された「保育原理」の教科書では、「保育」の概念説明がほとんど保育所保育指針を基にされている。「第1章 保育の理念 第1節 保育の原理」が該当箇所である。執筆担当者 西川は、「1. 保育の原理」で「保育とは、一般的には保育所、幼稚園、認定こども園などでの就学前の子どもを対象に行われる教育を示す。小学校以降の教育と異なるのは、幼い子どもを保護し、いたわりながら教育することが加わる点である。」[谷田貝公昭・中野由美子 編, 2015]と述べている。これは、現行の保育界の「保育」概念と同じである。しかし、その後は同じ第1節の中の「2. 保育の理念を支える3つの観点」以降、終始「保育所保育指針」の記述で説明し、幼稚園教育要領は、子どもの権利擁護の記述として「保育所保育指針の『第1章 総則』および幼稚園教育要領の『第1章 総則』」と箇所だけである。2015年以前に発行された保育原理に関する書物のほとんどで、「保育」の説明を幼稚園と保育所を併記していたことを考えると今回の新制度の影響は大きいといわざるを得ない。

「教育」「保育」という言葉の概念の相違を探求したが、結局は「幼保一元化」の問題に行き着く。言葉の整理を未解決にして新制度の実施を急いだ結果、小川が述べる「無意図的教育」が一般社会の理解を得られにくくしていると感じる。

本研究から得られた筆者は、「乳幼児に対する教育的作用も『教育』」であると提案する。

新制度では「教育」=学校教育と表現されている。また、一般社会での「教育」概念は、未だに、「教育」の語源である「たたいてでも、よい人間にするために、礼儀学問をオシエこむ」ことから脱却しているとは言い難い。しかし、「教育」のラテン語の語源は「引き出す」を意味するeducere(エデュセーレ)であり、またもう一つeducare(エデュカーレ)「養い育てる」という意味もある。そして、何より、母親が幼児を「保護」すること、つまり、寒さを防いだり、食事を与えたり、排泄を助けたりすることにも教育的作用が存在するではないか。中学校、高等学校の教師も身体的な「保護」は少ないであろうが、心の「保護」の必要性は乳幼児より大きい。このように考えると、「教育」に「保護」は欠かすことはできない。従って、乳児を含む子どもだけでなく成人や高齢者に対する営みも大きな意味で「教育」であると言えることが出来ると考える。そして、このことを今一度、しっかりと語ることで、「教育」に「保護(養護)」的作用が必要であることを教育・保育関係者だけでなく、社会全体に浸透させることが可能であると考えている。

この考えは全世界に広がっていることである。日本が新制度により勧めている「幼保一元化」であるが、最近の傾向として、教育関係省による幼保一元化が増大しているのである。例えば、スウェーデンは1990年代後半に福祉省から教育省に所管を統一している。また、イギリスは1997年の労働党政権の誕生を機に、保育関係は教育・雇用省の担当になった。ニュージーランドも保育関係を1986年に教育省の管轄とした。[小見山潔子, 2005]

学制開始から続いた乳幼児への営みを「保育」という考え方を廃するのではなく、今まで乳幼児に対して行ってきた「保育」(保護し教育する)の対象を広げるという意味で、学校(幼稚園、小学校など)だけでなく保育所においての営みを「教育」と称することを提案する。

〈参考・引用文献〉

- 小見山潔子. (2005). 幼稚園・保育所・保育総合施設はこれからどうなるのか. チャイルド社.
- 小川博久・下山田裕彦・林信二郎・安部真美子・堀智晴. (1976). 子どもの権利と幼児教育. 川島書店.
- 松村明. (1995). 大辞林 第2版. 三省堂.
- 新村出. (1998). 広辞苑 第5版. 岩波書店.
- 森上史郎・柏女霊峰. (2010). 保育用語辞典. ミネルヴァ書房.
- 諏訪義英. (2007). 日本の幼児教育思想と倉橋惣三. 新読書社.
- 倉橋惣三・新庄よしこ. (1980). 日本幼稚園史(復刻版). 増井金典. (2012). 日本語源広辞典[増補版]. ミネルヴァ書房.
- 大宮勇雄. (2014). 子ども子育て新制度における「保育」「教育」論議の貧困. 日本保育学会第67回大会合評要旨集.
- 谷田貝公昭・中野由美子 編. (2015). 保育者養成シリーズ 保育原理. 一藝社.
- 堀尾輝久. (1990). 教育入門. 岩波書店.
- 民秋言. (2006). 保育原理—その構造と内容の理解—. 萌文書林.
- 関口はつ江. (2012). 保育の基礎を培う保育原理. 萌文社.
- 坂元彦太郎. (1964). 幼児教育の構造. フレーベル館